

農地の権利取得に必要な別段面積の設定について

農地の権利を取得する要件のひとつに、権利取得後の農地等の面積が50アール以上であることが定められています。

ただし、平成21年12月15日施行の改正農地法により、毎年、各農業委員会において、別段面積の設定又は修正の必要性を検討し、農林水産省令で定めた基準を満たす場合には別段面積を設定することができるようになりました。

第97回遠野市農業委員会総会（平成29年3月24日開催）において、別段面積の設定、修正の必要性を審議した結果、次のとおり決定しました。

1 別段の面積

設定区域	面積
遠野市の全域	10アール

2 設定の理由

遠野市では、遊休農地や耕作放棄地が増加し農村の荒廃が懸念されている。

耕作放棄地の多くは、農業者の高齢化や所有者が市外に在住するための管理不良からと考えられている。

このことから、I・J・Uターン者や市内の非農家の小規模就農を促進し、農地の保全および有効活用を図るため、別段の下限面積の変更はしない。